

議案第48号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。
附則第12項中「当分の間」を「令和4年3月31日までの期間に限り」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、退職する場合における当該退職の日の給料月額は、同条各号に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。